

アメリカにおける「私立学校の自由」の確立

川上大貴*

要 旨

日本国憲法が保障する「私立学校の自由」について、憲法学はこれまで正面から論じてこなかった。その結果、私立学校に認められた自由は明らかにされないまま様々な規制が加えられており、戦前から続く公立学校の量的補完という立場を私立学校は脱却できずにいる。そこで私立学校の自由が如何なるものなのかを明らかにするため、日本の教育政策に大きな影響を与え、日本と同様に私立学校の自由が憲法の明文上保障されていないアメリカを比較対象とし、検討を試みた。

「私立学校の自由」が認められる根拠は、(1) 自然法及び合衆国憲法修正14条で認められた親の教育の自由並びに私立学校経営者の財産権を保障すること、(2) 国家が理想的と考える価値観や世界観から離れて、独自の価値観・世界観を有する子どもを育成するという多元的社会実現のために求められる私立学校の機能の2点にある。(1) から私立学校の設立及び運営の自由が、(2) から私立学校の教育の自由が導かれる。日本法への示唆として、親の学校選択の自由を保障するため公立学校とは異なる教育を実施する私立学校の存在が日本においても必要不可欠であること及び多元的社会実現のため多様な世界観・価値観を伝達するという機能が日本の私立学校にも求められることを導いた。

目 次

I はじめに

- 我が国における「私立学校の自由」の現状
- アメリカを比較対象とする理由
- 本稿の展開と留意事項

II アメリカにおける私立学校史概観

- 植民地時代
- 独立後

III 「私立学校の自由」にかかわる2つの連邦最高裁判所判決

- Meyer v. State of Nebraska 判決 (1923年)
- Pierce v. Society of the Sisters 判決 (1925年)

IV おわりに

- 合衆国憲法における「私立学校の自由」の憲法上の根拠条項
- アメリカにおける「私立学校の自由」の根拠
- 日本法への示唆

I はじめに

1. 我が国における「私立学校の自由」の現状
我が国において、憲法上の私立学校の自由¹⁾は、憲法に基軸を置く教育法の研究者や教育行政学を専門とする研究者によって論じられることはあっても²⁾、憲法学の教科書のなかで正面から論じられることはないように思われる。日本国憲法には私立学校に関する明文規定はない。判例も、旭川学力テスト事件最高裁判所判決³⁾が憲法上の根拠に触れることなく「私学教育における自由」を限

* かわかみ ひろたか 法学研究科公法専攻博士課程後期課程
2023年9月29日 推薦査読審査終了
第1推薦査読者 橋本 基弘
第2推薦査読者 牛島 仁

られた一定の範囲において承認しているに留まっており、私立学校にいかなる自由が認められるかは明らかでない。

これに対して、私立学校には様々な制約が課されている。教育基本法6条1項及び学校教育法2条1項の規定により、私立学校の設置主体は私立学校法3条に規定する学校法人に限定されている。また、学校設置基準の順守(学校教育法(以下「学教法」という。)3条)、設置廃止等の認可(学教法4条)、校長及び教員の資格(学教法8条)、教育課程の基準(学教法33条)及び検定教科書使用義務(学教法34条)等の規定を公立学校と同様に私立学校にも適用している。私立学校は公立学校を量的に補完する役割を有するとする見方は、こうした実態を捉えて評したものと見えよう⁴⁾。

一方で憲法上「私立学校の自由」は認められると主張され、他方で私立学校は「ほとんど公立学校と同じである⁵⁾と評価される。このようなズレが生じる理由は、憲法の保障する私立学校の自由が如何なるものか解明されていないことに他ならない。本稿は、私立学校に関する憲法上の問題を比較法の視点から検討することにより、日本国憲法の保障する「私立学校の自由」の具体的内容を明らかにしようとするものである。

2. アメリカを比較対象とする理由

本稿は、私立学校に係るアメリカの2つの連邦最高裁判所判決の分析及び検討から、日本の私立学校の自由を検討する際に参考となる憲法解釈及び私立学校の存在意義を導出することを試みる。研究対象国としてアメリカを選択した理由は、次の2つである⁶⁾。

第1に、アメリカは日本と同じく合衆国憲法に直接私立学校の規定がないことが挙げられる。合衆国憲法は「教育を受ける権利」を明文規定で保障しておらず、子どもの権利や親の教育の自由は、公教育を実施する州の権限に対する憲法上の制約として機能するとされる⁷⁾。アメリカにおいて親

の教育の自由が私立学校との関係の中で国家に対しどのような制約を判例上認めているかを明らかにすることで、日本の議論を検討するに際し、憲法で保障される自由の核心と外延を探求する一助になるのではないか、と思考する。

第2に、GHQによる占領期の影響である。日本は第二次世界大戦の敗戦後GHQによる占領を経験しており、占領下において現在まで至る教育制度の多くの部分が再構築された。戦後の私学振興政策の端緒が、アメリカ教育使節団の報告書にあることも指摘されている⁸⁾。現在の日本の私立学校制度はアメリカの影響を多分に受けており、アメリカにおける私立学校制度や憲法上の位置づけが日本の私立学校制度の根底にあるのではないかと思考する。

3. 本稿の展開と留意事項

本稿は次のように展開する。Ⅱでは、アメリカにおける私立学校の設立及び発展について概観する。Ⅲでは、2つの連邦最高裁判所判決を「私立学校の自由」の観点から検討する。Ⅳでは、アメリカにおける「私立学校の自由」を整理し、日本にどのような示唆を与えるかを試論する。

アメリカとの比較を行うに際して留意すべき事項が2点ある。第1に、私立学校概念である。日本では学教法2条2項により学校法人の設置する学校を私立学校という。私立学校に専修学校や各種学校は法律上含まれていない。アメリカでは公立学校でない学校のことを指すとされており⁹⁾、その中にはホームスクーリングも含まれる広範な概念となっている¹⁰⁾。本稿で扱う私立学校は、「就学義務の代替の機能を有する初等中等教育段階の非公学校」を対象とする。そのため、学校教育法上の私立学校に加え、専修学校及び各種学校の一部を含んで「私立学校」とする。

第2に、人種構成の差である。アメリカは、「世界各国から多数の移民を受け入れ人種のるつぼともいわれ、実に様々な人種がアメリカという国家

の下、共存共栄している」と表現される多民族国家である。日本は、移民の受け入れや多文化共生の推進が行われている一方で「単一民族神話」が浸透していることが指摘されており¹¹⁾、アメリカほどの民族多様性は確保されていない点に留意する必要がある。

Ⅱ アメリカにおける私立学校史概観¹²⁾

判例の検討の前に、アメリカの私立学校がどのように設立され発展していったのかを概観する。植民地時代及び独立後に分けて整理し、本稿で扱う2つの連邦最高裁判決の舞台となる1910年代までを扱う。

1. 植民地時代

植民地時代における最初の初等中等段階の学校として、1621年ロンドンのバージニア・カンパニーの布告の下に、「イースト・インディア・スクール」と命名されたラテングラマースクール¹³⁾が開校された。この学校は、東インド会社に所属する商人たちの寄付金によって援助されて、チャールズ・シティに設置された¹⁴⁾。カレッジに入学する学生の教育を目的として設立されたが、翌年には閉鎖された¹⁵⁾。マサチューセッツ湾植民地では、1630年代にラテングラマースクールが多く開校され、ラテン語の文法・読解・翻訳・作文が教育内容のほとんどを占めていた。学校の目的は、聖職者の養成を目的としたハーバード・カレッジへの入学準備だった¹⁶⁾。

北部植民地では商人や船員から実務に必要な証書の書式や速記術等の実用的教育の要求が生まれ、18世紀に入り、ボストンなどでは多数の個人経営の私塾が発生した。この他、1773年に設立されたニュー・ロンドンズ・ユニオン・スクールは12人の市民によって設立された法人組織による初の学校であり、1774年には州議会より特許状を得た¹⁷⁾。北部植民地の私立学校は伝統的な公立中等教育では満たされない教育需要に応じて発展したもので、

実用的な科目を中心に様々なものを教えていた¹⁸⁾。植民地時代末期には女性のための学校も開校された¹⁹⁾。中部植民地では、1723年創立のニューヨーク・スクールをはじめ、イングリッシュスクールやイングリッシュグラマースクールが設立されたほか、夜間学校も開校された²⁰⁾。

植民地時代の私立学校の意義について、Seyboltは、「教育機会の拡大につれて、私立学校は植民地アメリカにおいて特異な役割を演じた。これらの学校が創設され、そのカリキュラムや方法に改善を与えることのできる理念を実際に移すことは自由であった。教師は常にその時代の要求に厳密に遅れずについていこうとした。というのも、彼らの生計は、時代の要求に合致するのに成功するかどうかにかかっているからである。このような自由や動機は、タウンスクールの教師に全く見られなかったのである……民衆の教育的要求を第一に認め、それに応ずるために、私立学校は今日の自由な中等教育のカリキュラムを作ることにおける先駆者であった」²¹⁾と述べ、時代の要求する教育内容の変化に対応して、近代的実用的教育内容を増やしていった私立学校の史的役割を評価している。

2. 独立後

1751年、Benjamin Franklinの「ペンシルベニアにおける若者の教育に関連する提案」(Proposal relating to the Education of Youth in Pennsylvania)に基づき、フィラデルフィア・アカデミーが創設された。この学校はラテン語学校、英語学校、数学学校の3部門からなる私立学校(アカデミー)であった²²⁾。19世紀に入るとアカデミー運動が急速に展開され、1830年には法人化された学校が950校、1850年には6085校に増加した²³⁾。アカデミーはそれまでの個人経営の私塾とは異なり、資産家の贈与・地方名士の後援によって恒久的基盤を確保していった。学校の財源確保の方法は寄贈や寄付金・授業料・州基金等に分類される。この収入で不十分な場合には「富くじ」発行も認められ

た²⁴⁾。学校の管理権は財産寄贈者を中心とした有産有識者階級に占められ、法人化によって州の承認を受ける形式をとったものの、私的性格が非常に強かった²⁵⁾。教育内容は、修辞学・歴史・数学・自然科学・英語・フランス語・ドイツ語・簿記等の商業教科・読み書き算術などがあつた。カリキュラムは多様化し、教科数も増加したため選択制がとられていった。

しかし、1827年以降、公立ハイスクール²⁶⁾が設置されていくと状況は次第に変化していった。アカデミーは1840年代を頂点として減少傾向を示し、1890年以降はほぼ横ばいになった²⁷⁾。一方公立ハイスクールの設置は増え、1880年代にアカデミーの数を上回った²⁸⁾。1901年には私立ハイスクール104,690校に対し、公立ハイスクールは550,611校だった。公立ハイスクールの増加に伴い廃止されたアカデミーは、カレッジになったもの、公立学校制度に吸収されハイスクールの古典語系統を担当するもの、そのまま残しカレッジ予備校になったもの、の3つに類型された²⁹⁾。公立学校制度の整備に伴い、多くのプロテスタント系私立学校が衰退し、反対にカトリックの私立学校 (church school) が増加したことも指摘されている³⁰⁾。20世紀以降になると、私立学校 (アカデミーやハイスクール) への入学者の割合は10%前後で推移していく³¹⁾。

1885年の中等教育委員会報告書では、アカデミーが準備教育的機能に専念することで、ハイスクールの及ばぬことを補足すべきとしてアカデミーの存在理由を確認した³²⁾。1911年の調査ではアカデミックコース (カレッジ進学を目指すコース) の割合が公立ハイスクールの80.3%と比べ、私立ハイスクール及びアカデミーは93.6%となっていた。私立学校では大学入学準備という伝統的性格を1911年当時でも主としていた³³⁾といえる。

Ⅲ 「私立学校の自由」にかかわる2つの連邦最高裁判所判決

本研究の対象であるアメリカ合衆国も、私立学校の自由を憲法上明文で保障してはいない³⁴⁾。では、アメリカにおいて私立学校の自由はどのようになっているか。本章では、私立学校に関する重要判例である *Meyer v. State of Nebraska*³⁵⁾ (以下 *Meyer* 判決) と *Pierce v. Society of the Sisters*³⁶⁾ (以下 *Pierce* 判決) の2つの連邦最高裁判所判決³⁷⁾ を手掛かりに、判例法上私立学校の自由がどのように捉えられてきたかを検討する。

1. *Meyer v. State of Nebraska* 判決 (1923年)

(1) 事案の概要

この事件では、1919年にネブラスカ州議会によって制定された“ネブラスカ州での外国語教育に関連する法律”通称サイモン法 (*Simon Act*)³⁸⁾ が問題となった³⁹⁾。この法律はすべての公立、私立学校において第8学年以下の子どもに対する外国語による教育を禁止したもので、同様の外国語教育禁止に関する法律は1919年時点では37州で制定されていた⁴⁰⁾。サイモン法制定の背景には、連邦や州の推進した100%アメリカニズム運動や第一次世界大戦でアメリカの敵国となったドイツにルーツを持つドイツ系アメリカ人への偏見、アメリカ人としての共通言語である英語を習得することを通じてすべての子どものアメリカ化を推進するという進歩主義的教育学者の公教育観があつたことが指摘されている⁴¹⁾。

Robert T. Meyer は、1920年に所属するシオン福音主義ルター派キリスト教会によって維持される宗教系私立学校で休み時間 (授業を行わない時間) に10歳の子どもに対してドイツ語の教育を行っていた。この行為がサイモン法に違反するとして訴追され、25ドルの罰金刑を言い渡された。このことを不服として一連の訴訟が行われた。

(2) 州裁判所判決

控訴審である州裁判所判決⁴²⁾は、「制定法の有益な (salutary) 目的は明らかである。州議会は、この国に居住する外国人に対して、出生地の言葉で子どもを育て (rear) 教育する (educate) ことを許すことの有害な効果を見た。そのような条件の生み出す結果は、私たち自身の安全に有害であると認識された。この国に移住してきた外国人の両親の国の言語で幼い子どものときから育てることを外国人の子どもに対し許すのは、子どもたちをその言語を母国語として育てることになる。そのように彼らを教育することは彼らをいつでも両親の母国語で考えさせることになり、そしてその結果として、この国の最善の利益とは無縁な思想と感情を自然に植え付ける。それゆえ制定法は、すべての子どもたちへの教育を英語で行うことを要求するだけでなく、英語の中で成長し英語が彼らの一部となるまで、子どもたちは学校の中で他の言語を教わるべきではないことを求めるよう意図された。この制定法の目的は明らかで、この州のすべての子どもたちが英語を母国語とし、母語とするべきであるということである。このような成文法の制定は当然に州のポリス・パワー (police power) の合理的な範囲内にある。」⁴³⁾とし、移民の子どもが英語とアメリカ的思想を習得するまで外国語に触れないようにすることは合理的で、サイモン法は州の正当なポリス・パワーの行使であると判示した。

また、州裁判所は、サイモン法はすべての市民に適用されるものであり、正当な理由なく、学校において外国語を子どもたちに教えることを妨げており、外国人の祖先を持たない市民の権利を恣意的に侵害しているという Meyer 側の主張に次のように判示した。

「この主張は、すべての市民がこの制定法によって自身が拘束されていることに気づくことを前提としているため、受け入れることができない。学校という閉鎖的な場所で子どもたちが勉強に充て

ることのできる時間は限られている。子どもは、多くの時間を運動や遊びに充てなければならない。子どもの日々の学習の時間は比較的少ない。それゆえ、多くの科目の中から子どもに教えるべき科目を選択することは明らかに必要である。州議会は疑いもなく制定法の現実的な影響を考慮しているだろう。制定法は外国人の血筋を除くわずかな市民に影響する。外国人の血筋を持つ市民以外は、珍しい例をのぞいて、彼らの勉強の選択のなかで、第8学年になる前に彼らの子どもたちに外国語を教えることを、重要であるとは決して考えなかったであろう。州議会の考えの中では制定法の有益な効果が疑いもなく、市民に課される制限に勝っており、市民に課される制約は実質的な効果を何も持たないものであったように思われる。」⁴⁴⁾と判示した。大多数の市民にとって、外国語を（少なくとも第8学年になる前に）教えることは重要なものでなく、その分をより教えるべき科目に割くことのほうが重要であると考えたのである。

この他、Meyer のドイツ語教育は聖書の物語を用いていても宗教教育でなく、教会の教義は英語でも伝達可能であり、ドイツ語教育が宗教実践に不可欠だとはいえないとも判示し、州裁判所は罰金刑を支持した⁴⁵⁾。これに対し、Meyer が上訴したのが本件である。

(3) 判旨 (1923年、McReynolds 裁判官執筆⁴⁶⁾)

McREYNOLDS 裁判官は、前述した州裁判所が結論を下すために述べた理由 (サイモン法の制定は州のポリス・パワーの合理的な範囲内にある旨及び Meyer の主張に対する反論) を引用した上で、「我々の決定する問題点は、制定法が解釈、適用される限りで、修正14条によって保障された審査審理申立人の自由を、不合理に侵害したかどうかである。」⁴⁷⁾と述べ、内容の検討に入る。

(a) 親・教師の自由とサイモン法

まず初めに、修正14条の保障する自由の内容とポリス・パワーとの関係について次のように述べる。「当法廷は、このように保障される自由の厳密

な定義づけを試みなかったが、その条項（修正14条）は多くの考慮事項を持っており、含まれる事項のいくつかは、明確に説明されている。疑いなく、それは単に身体の拘束からの自由を意味するのではなく、個人の契約の権利、人生で一般的職業のいずれかに従事する権利、有用な知識を得る権利、結婚する権利、家を建て子どもを育てる権利、自身の良心の命令に従って神を崇拜する権利そして全般的に自由な人びとによる秩序だった幸福追求に不可欠だとコモン・ロー上長く認められている特権を享有する権利を示している（……）。確立された法理は、この自由が、公共の利益の保護を外観とする、恣意的な立法行為によって、または、州の達成する法的権能の範囲内にある何らかの目的に対する合理的な関連性なしに、侵害されえないということである。何がポリス・パワーの適切な行使となるのかについての州議会の決定は、最終的又は確定的でなく、裁判所による監督に服する（……）。⁴⁸⁾

次に、本事案に関連して、教育に関する事項のうちどのようなものが修正14条で保障される自由に含まれるかにつき、次のように述べる。

「アメリカ人は、常に最も大切なこととして教育と知識の獲得をみなしてきたのであり、絶えず努力して促進されるべきである。1787年の法令（The Ordinance of 1787）は“宗教、道徳そして知識は良き政府と人類にとって必要であり、学校そして教育手段の充実は永久に推奨される”と布告する。コントロールの権利（the right of control）に対応して、子どもに発達の段階に適した教育を与えることは親の自然な義務であり、ネブラスカ州も含めて、ほとんどすべての州は、義務的法律によってこの義務を施行している。

実際には、年少者の教育は、それについて専念する、特に資格を与えられた人によって運営される学校の中でのみ行うことが可能である。この職業は常に有用で、尊敬されるべきものとみなされており、さらに、公共の福祉にとって本質的に不

可欠なものとみなされてきた。ドイツ語の知識が当然に有害であるとみなすことはできない。これまでそれは一般に有益で望ましいものとみなされてきた。誤審審理申立人は、彼の職業の一部として学校においてドイツ語を教えた。彼のこのように教える権利そして自分の子どもを教育するために教師に参加させる（engage）親の権利は、私たちが思うに、修正条項の自由の範囲内である。⁴⁹⁾

続いて、サイモン法が修正14条で保障されることが明らかになった教師の自由及び親の自由を侵害するかについて検討する。

「異議を受けた制定法は、英語を除いていかなる科目も学校で教えることを禁止する。さらに、通常は12歳より前には成し遂げられない、生徒が第8学年に達し、第8学年の試験に合格する前に、他のどの言語を教えることも禁止する。州最高裁判所は、“いわゆる古代あるいは死んだ言語”は“法律の精神や目的の範囲内”ではないと判示している（Nebraska District of Evangelical Lutheran Synod v. McKelvie, 187 N. W. 927.）。ラテン語、ギリシャ語、ヘブライ語はネブラスカ地区で禁止されてはいない。しかし、ドイツ語、フランス語、スペイン語、イタリア語、その他すべての外国の言語は禁止の対象内である。明らかに州議会は、現代語学の教師の職業に、児童の知識を得る機会に、そして親の自身子どもへの教育をコントロールする権限に、著しく干渉しようとしている。⁵⁰⁾

(b) 親及び教師の権利とサイモン法の関係

McReynolds 裁判官は、前述の部分で修正14条の保障する自由に「教師の教える権利」と「親が自分の子どもを教育させるために教師を参加させる権利」があることを明らかにした。その上で、サイモン法がこれらの自由を侵害するかを判断している。

「法律制定の目的は、彼らが英語を学ぶ能力を備え、アメリカの理想（ideals）を身につける前に、未完成な外国の言語と理想を訓練し教育することを禁止することによって、市民としての発達を促

進することにあるとされ、“英語がすべての子どもにとって母国語とすべきである、そうなるようこの州では育てるべきだ。”といわれている。外国生まれの人口が多く、地域社会が日常的に外国語を使っていることは明白であり、外国の指導者に従い、外国の雰囲気の中で生活し、そしてそれゆえ、子どもたちが最も有益なタイプの市民になることを妨げられ、公共の安全が危険にさらされることをも認められている。

州が、市民の身体的、肉体的、精神的、倫理的な質を向上させるために、多くのことをなすうること、加えていえば、非常に遠くまで進みうことは明白である。しかし、個人は尊重されねばならない一定の基本的人権を明らかに有している。合衆国憲法の保護は英語を母国語として生まれた人だけでなくほかの言語を話す人すべてにまで広がる。すべての人が通常の言葉を理解することができれば非常に有利かもしれないが、これは憲法と矛盾する方法で強制できない。一望ましい目的も禁止された方法で促進することはできない。(……)

州議会の、市民の問題についての現在の議論を容易に理解するために用意されたアメリカの理想を身につけた、同質な人民を育成したいという願望はよくわかる。近時の戦争の間の残酷な敵のすべての特徴に対する反感は確かにこの願望を掻き立てるのに十分だった。しかし思うに、採用された手段は、州の権限に対する制約を越え、誤審審理申立人の保障された権利と衝突する。侵害は十分に明らかで、平和と国内の平穏の時には十分な理由がないと示されているのである。⁵¹⁾このように述べて、州議会の立法目的について理解を示しつつも、目的達成のためにとられた手段が親及び教師の権利を侵害していることを明らかにする。

(c) 州の権限とその限界

McReynolds 裁判官は最後に、州に認められている権限とサイモン法の関係に言及する。

「学校に強制的に出席させ、英語で教育を行うべ

きとの必要条件を含んでいるすべての学校について道理にかなった規定を設ける州の権限は、疑問の余地がない。そして、政府の支援する機関へのカリキュラムを定める州の権限についても同様に異議はない。これらの事柄は現在の議論の範囲内ではない。私たちの関心は、最高裁判所によって支持された禁止令である。Adams v. Tanner, 244 U. S. 590, 594は、通常は有用な職業に付随する単なる乱用は、規制は完全に正当であるかもしれないが、その職業を廃止することを正当化するのに十分でないと指摘した。英語以外の何らかの言語を有する子どもによる知識を明らかに有害であるとし、長い間自由に享受されてきた権利の侵害を結果として伴う、その抑制を正当化するような、いかなる緊急事態も生じていない。適用される法令は恣意的であり、州の権能の範囲内におけるいかなる目的にも合理的な関係を有しないと結論付けざるをえない。⁵²⁾

このように述べ、州裁判所判決を破棄すると判示した。

(4) 検 討

Meyer 事件連邦最高裁判所判決は、私立学校における教育の方法について主に争っているといえる。ここでは、私立学校の自由との関連で本判決の検討を試みる。

(a) 本判決の前提

本判決で用いている「学校」は、主に私立学校を指していると思われる。1787年の法令の「学校そして教育手段の充実は永久に推奨される」⁵³⁾という文言を引用していることがこのことを裏付けていると考える。前章でも述べたように、法令の布告された1787年頃は公立学校制度の制度設計が始まった時期であり、学校のひとつが私立学校であった。このことから1787年の法令で対象となっている「学校」は私立学校に主眼を置いており、伝統的に私立学校はその存在を保障されてきたと解することができるだろう。

(b) 親の教育の義務及び自由について

本判決は、「私立学校の自由」の前提となる親の教育の義務について次のように判示した。「アメリカ人は、常に最も大切なこととして教育と知識の獲得をみなしてきたのであり、絶えず努力して促進されるべきである。1787年の法令(The Ordinance of 1787)は“宗教、道徳そして知識は良き政府と人類にとって必要であり、学校そして教育手段の充実は永久に推奨される”と布告する。コントロールの権利に対応して、子どもに発達の段階に適した教育を与えることは親の自然な義務であり、ネブラスカ州も含めて、ほとんどすべての州は、義務的法律によってこの義務を施行している」⁵⁴⁾。親の義務に関しては、自然法及び神の法によるもの考え方⁵⁵⁾や、コモン・ロー上の義務であったとする考え方⁵⁶⁾があり、制定法以前から存在していた。本判決においても連邦最高裁判所は、親が自身の子どもについて、適切な指導を施すことは、制定法の存在以前から認められた親の固有の義務であり、尊重されねばならないことを明らかにした。

また、連邦最高裁判所は、合衆国憲法修正14条について「多くの考慮事項を持っており、含まれる事項のいくつかは、明確に説明されている。疑いなく、それは単に身体の拘束からの自由を意味するのではなく、個人の契約の権利、人生で一般的職業のいずれかに従事する権利、有用な知識を得る権利、結婚する権利、家を建て子どもを育てる権利、自身の良心の命令に従って神を崇拝する権利そして全般的に自由な人びとによる秩序だった幸福追求に不可欠だとコモン・ロー上長く認められている特権を享有する権利を示している」⁵⁷⁾と述べた。親の「子どもを育てる権利」を明示することにより、親の教育は単なる自然法上の義務に止まらず、合衆国憲法修正14条で保障された「自由」に含まれること、即ち「親の教育の自由」が憲法上保障されていることを明確にしたといえよう。

(c) 教師の教育の権利と親の学校選択の自由

前述のとおり本判決により「親の教育の自由」

が憲法上保障されることが明らかになった。一方で、現実的な問題として、すべての親がアメリカの理想を自身の子どもに習得させるために必要な知識や能力を有しているとは限らない。どのようにして親の教育の自由を実質化させるかが問題となるのである。

この点につき判決は、「実際には年少者の教育は、それについて専念する、特に資格を与えられた人によって運営される学校の中でのみ行うことが可能である。この職業は常に有用で、尊敬されるべきものとみなされており、さらに、公共の福祉にとって本質的に不可欠なものともみなされてきた」⁵⁸⁾と述べる。ここから、一定の教授基準を満たし、専門職業として従事する教師によって形成される学校で、子どもに教育を施すことができるとの連邦最高裁判所の考えが読み取れる。そして、「誤審審理申立人は、彼の職業の一部として学校においてドイツ語を教えた。彼のこのように教える権利そして自分の子どもを教育するために教師に参加させる権利は、私たちが思うに、修正条項の自由の範囲内である」⁵⁹⁾と判示することで、修正14条で保障される自由の内容として「教師が職務を遂行する権利」⁶⁰⁾と親の「自分の子どもを教育するために教師に参加させる権利」があることを示している⁶¹⁾。すべての親が子どもに発達段階に応じて適切な教育を施せるとは限らないという問題に、親が「教師・学校」へ子どもの教育の一部を委ねようとすることを前提とし、教師に専門職業人として自由に教育を行う権利を、親に自らの望ましいと考える教育を実践する教師の在籍する学校を選択する自由があることを明らかにしたといえよう。

(d) 州の権限と私立学校に求められる機能

一方同判決は、サイモン法について、「法律制定の目的は、彼らが英語を学ぶ能力を備え、アメリカの理想を身につける前に、未完成な外国の言語と理想を訓練し教育することを禁止することによって、市民としての発達を促進することにある。……州議会の、市民の問題についての現在の議論

を容易に理解するために用意されたアメリカの理想を身につけた、同質な人民を育成したいという願望はよくわかる⁶²⁾と述べ、市民の同質化、統合という法律制定の目的について一定の理解を示している。

しかしながら、「個人は尊重されねばならない一定の基本的人権を明らかに有している。合衆国憲法の保護は英語を母国語として生まれた人だけでなくほかの言語を話す人すべてにまで広がる。すべての人が通常の言葉を理解することができれば非常に有利かもしれないが、これは憲法と矛盾する方法で強制できない。」「採用された手段は、州の権限に対する制約を超え、誤審審理申立人の保障された権利と衝突する。侵害は十分に明らかで、平和と国内の平穩の時には十分な理由がないと示されている。」と判示した。英語以外の言語を話す者にも合衆国憲法の保障が及ぶことを明らかにし、併せて英語以外の言語を用いての学校での教育の禁止という手段が英語以外の言語を話す者の権利を侵害しており、侵害を正当化する根拠もないことも示した。

この点について奥平康弘は、「ここでの多数意見は、一方で国家（州）が同質な州民を育成するという統合教育の見地から、低学年の子供たちへの外国語教育を規律するという国家的な利益自体を否定しないが、他方、そのためにとられた手段（公立学校での外国語教育のみならず、私立学校でのそれも禁止するという方法）が不合理であった、と見たのである⁶³⁾」と的確に指摘する。即ち、公立学校に対してサイモン法を強制し、子どもの同化・均質化を図ることは問題ないものの、その強制が私立学校に対してまで及ぶ場合には認められないのである。このことから、公立学校には市民の同化・標準化という機能がある一方、私立学校にはその機能は求められておらず、様々な価値観・世界観に基づいた自由な教育が認められているといえるであろう。このような多元主義社会実現のための私立学校の存在意義は次のPierce判決におい

て明確化される。

(e) 小括

Meyer判決では、制定法以前の自然法及び合衆国憲法修正14条から親の教育の自由が認められた。また、修正14条からは「教師が職務を遂行する権利」も導出された。教師は専門性を発揮し子どもを教育する権利を有しており、親は、自身の望ましいと考える教育を実践する教師の在籍する学校へと子どもを通わせる自由を有する。本判決において「学校」は私立学校を指していることから、本判決は親の教育の自由を実質的に保障するため私立学校の自由（その具体的内容は、私立学校における教師の教育の自由及びカリキュラム編成の自由）を認めたといえよう⁶⁴⁾。

2. Pierce v. Society of the Sisters判決（1925年）

(1) 事実の概要

本判決で問題となったのはオレゴン州が1922年の州民投票により制定した、8～16歳の子どもを公立学校に就学させることを親に強制する法律である⁶⁵⁾。違反した場合は、刑罰規定も設けられていた。以下、公立学校就学義務法とする。公立学校就学義務法はミシガン州等でも提案され⁶⁶⁾、ネブラスカ州では可決寸前までいったが⁶⁷⁾、制定されたのはオレゴン州のみである。オレゴン州ではKKK（クー・クラックス・クラン）が勢力を伸ばしていた。KKKは異質な私立学校を排除し、公立学校教育を通じてアメリカニズムを浸透させることが重要であるとして法案成立のためのキャンペーンを行った。オレゴン州知事Walter Pierceは州知事選において公立学校就学義務法の成立を支持することを条件にKKKの協力を得ており、これが法案成立への推進剤となったとされる。1922年11月7日の州投票においてこの法案は賛成115,506票、反対103,685票で支持され可決された⁶⁸⁾。この法律案の施行差し止めを求め、「Society of the Holy Names of Jesus and Mary」（これ以降はSociety of the Sistersと表記する）と

「Hillel Military Academy」が訴えを提起したのが本事案である。

(2) 訴えを提起した法人の実態

Society of the Sisters は1880年に組織されたオレゴン州の法人であり、初等・中等・高等学校及び短期大学 (junior colleges) を運営するほか、8～16歳の子どもの保護と管理を目的とした孤児院も運営していた。入学後8年間はオレゴン州の公立学校で実施される教科を実施しつつ、ローマカトリック教会の教義に基づく体系的な宗教教育指導を行っていた。連邦最高裁判所判決では、初等学校が組織運営に不可欠なものであり、最も収益性の高い事業 (年間3万ドル以上の収益を初等学校運営で得ていた。) であると認められている。1922年の公立学校就学義務法の影響により、法の適用される子どもの退学や進学の見送りに伴い、施行前にもかかわらず減収が続いていることも認定された⁶⁹⁾。

Hillel Military Academy は、オレゴン州の法律の下で1908年に組織された民間企業で、5～21歳の青少年向けの初等学校、college preparatory と男性向けの軍事訓練学校 (military training school for boys) を所有、経営していた。初等科は公立学校同様8学年に分かれており、college preparatory は公立高等学校とよく似た4学年制をとっていた。教育課程は州教育委員会の要件に従って行っており、陸軍将校の監督の下で軍事教育と訓練も行っていた。連邦最高裁判所判決では、入学予定の親や保護者から入学に際しての契約の締結拒否や在校生の親や保護者からの在学契約の撤回といった事態が起きていることが認定されている⁷⁰⁾。

(3) 連邦地方裁判所判決

連邦地方裁判所は、公立学校就学義務強制法を違憲と判断し、暫定的差し止めを認めた⁷¹⁾。州法の施行以前に私立学校は顧客を失いつつあり、甚大な経済的損失を被っていることを指摘した上で、州法は州のポリス・パワーの適切な範囲を逸脱していると判示した。私立学校は初等教育を行う「自

然かつ固有の」権利を有しており、Meyer 判決によると私立学校の権利と学校に子どもを教育させる親の権利は、修正14条の保障する自由に含まれるとし、州は、私立学校が州に脅威を及ぼしていること及び私立学校を初等教育から排除しなければならないことについて、説得的な議論を行っていないと述べた。アメリカ社会への同化の問題も私立に通う外国系子弟の少なさから問題ないとした⁷²⁾。連邦地方裁判所判決を受け、州が連邦最高裁判所に上訴したのが本件である。

(4) 判旨 (McReynolds 裁判官法廷意見、全員一致)

McReynolds 裁判官は、公立学校就学義務法の目的が「8～16歳の第8学年を修了していない子どもたちに公立学校への出席を強制すること」であること及び「(2) 訴えを提起した法人の実態」で整理した2つの法人の現状を確認してから、具体的な検討を行う。

(a) Society of the Sisters と Hillel Military Academy の主張

2つの法人の主張が連邦最高裁判所判決において整理されている。Society of the Sisters は「制定法が親の子どもたちが適切な精神的・宗教的訓練を受けられるような学校を選ぶ権利、親の学校選択に影響をあたえることの権利、有用な商業上または業務上の契約を結ぶ学校と教師の権利と矛盾しており、したがって憲法に反するものであり、無効である」「この法案の施行が差し止められない限り、法人の事業及び財産は回復不能な損害を被るであろう」⁷³⁾と主張した。Hillel Military Academy は、「異議を申し立てられた法律が修正14条によって保障された法人の権利を侵害しており、上訴人らがその有効性を宣言し、施行することを差し止めなければ、結果として回復不能な損害を被ることになる」⁷⁴⁾と主張した。

(b) 州の権限と公立学校就学義務法施行の影響
McReynolds 裁判官はまず、州の権限について次のように述べる。「州の力が当然にすべての学校

を規制し、学校・教師・生徒を検査・監督し、審査することについての問題提起はない。学令期のすべての子どもたちが学校に通い、教師たちはよい道徳心を持ち愛国的存在であり、善良な市民に確実に不可欠である特定の分野を学習しなければならず、公共の福祉に明らかに有害な教育を施さないことが要求される。』⁷⁵⁾

次に公立学校就学義務法を施行した生じる結果と、私立学校がこれまで果たしてきた役割について言及する。「検討下にある制定法を強制する当然の結果として、被上訴人の初等学校あるいはことによると、オレゴン州内の通常の子どものためのすべての私立初等学校が破壊されることになる。これらの当事者は本質的に有害ではなく、長い間有用で価値のあるものとみなされている。確かに、現在の記録には、保護者、学生あるいは州に対する義務を果たさなかったことを示すものは何もない。そして初等教育との比較で特別な措置を要求する特別な状況や緊急事態は存在しない。』⁷⁶⁾

(c) Meyer 判決の法理と親の自由

次に、Meyer 判決を引用しつつ公立学校就学義務法と親の教育の自由の関係性を明らかにする。

「Meyer v. Nebraska の法理の下で、この法廷は、1922年の法律が、自身の管理 (control) 下にある子どものしつけ (upbringing) と教育 (education) を方向付ける親や保護者の自由を合理的な理由なく侵害することは、完全に明白だと考える。これまでしばしば指摘されたように、憲法によって保障された権利は、州の権限内の何らかの目的と何の合理的な関係性も有さない立法によっては侵害されえない。合衆国内のどんな政府によっても守られねばならない自由の基本理論は、もっぱら公立学校の教師だけから教授を受けるように強制することで、子どもたちを標準化してしまおうとする州の一般的な権限を排除する。子どもは単なる州の創造物ではない。子どもを育て (nurture)、彼らの命運を方向付ける者は、さらなる責務を認識し、それらの責務に向けて子どもたちに準備を

させる高度な義務と権利を有する。』⁷⁷⁾

(d) 法人の事業・財産と差止命令

Meyer 判決の法理により、公立学校就学義務法が親の教育の自由を侵害することがあきらかになった。その上で、差止命令について次のように結論付ける。

「被上訴人は法人であり、それ故に、修正14条が保障する自由を自ら請求することはできないといえる。厳密な意味で理解すればこれが正しい。(……)。しかし、彼らは、保護を請求している事業・財産を有している。これらは、上訴人がかかる学校の現在・将来の保護者に対し行使している不当な強制を通じて破壊される脅威がある。この裁判所はそのような行為によって脅かされる非常に離れた損失を保護する。(……)。」

「いかなる事業において何人も、顧客から愛顧を奪われるであろうことを理由に、州の適切な権限の行使を抑制できるほどの利害関係を有していないことは、一般的に全く正しい。しかし、ここで求められている差止命令は、いかなる「適切な」権力の行使に対しても行われるものではない。原告は、恣意的で不合理かつ違法な保護者への侵害からの保護及び侵害の結果として生じる事業・財産の破壊からの保護を要求した。彼らの利益は、明白かつ緊急であり、差止命令が、保護者又は顧客の自由への侵害から事業経営を保護するために発布された、Truax v. Raich、Truax v. Corrigan and Terrace v. Thompson、その他の多くの事例では認められた準則の範囲内にある。

(……) 被上訴人の損害は、緊急で現実のものであり、無関係な未来の単なる可能性ではない。法律施行日前に救済ができなかった場合、その損害は修復不可能になっていたであろう。不法行為による差し迫った損害の防止は、公正の裁判所の十分認められた機能である。

判決は下級審を支持する。』⁷⁸⁾

(5) 検 討

Pierce 事件連邦最高裁判所判決 (McReynolds

裁判官法廷意見)は、私立学校の存在意義を明確に認めた重要判決である⁷⁹⁾。判旨を基に導出された権利自由を検討する。

(a) Meyer 判決の法理と親の私立学校選択権

連邦最高裁判所判決は、Meyer 判決を援用して「私立学校の自由」の前提となる「親の教育の自由」を再確認する。「Meyer v. Nebraska の法理の下で、この法廷は、1922年の法律が、自身の管理下にある子どものしつけと教育を方向付ける親や保護者の自由を合理的な理由なく侵害することは、完全に明白だと考える。……子どもを育て、彼らの命運を方向付ける者は、さらなる責務を認識し、それらの責務に向けて子どもたちに準備をさせる高度な義務と権利を有する」⁸⁰⁾。このように述べ、親の教育の自由の具体的な内容として、親の私立学校選択権が、修正14条で保障する自由として認められ、合衆国憲法の保障が及ぶことが明示されたのである^{81), 82)}。

(b) 私立学校経営者の財産権と親の私立学校選択権

また、「検討下にある制定法を強制する当然の結果として、被上訴人の初等学校あるいはことによると、オレゴン州内の通常の子どものためのすべての私立初等学校が破壊されることになる。……被上訴人は彼らが保護を主張する事業と財産を持っている。これらは、上訴人が現在そして将来、彼らの学校の保護者に行使する不当な強制によって破壊される恐れがある。この裁判所はそのような行為によって脅かされる非常に離れた損失を保護する」⁸³⁾とも判示した。本件で問題になっている公立学校就学強制法は、子どもを持つ親に対して公立学校へ子どもを通わせるよう強制する法律であるため、直接には私立学校は問題の対象となっていない。しかし、すべての子どもが公立学校に通学した結果、初等教育事業を主たる収入源としている私立学校運営法人は収益を確保できず、私立学校を閉鎖せざるをえなくなる。連邦最高裁判所は、公立学校就学義務強制法の施行が、私法人

である私立学校運営者の学校経営事業や学校を開くために必要な校舎等の財産を破壊することになることを認め、修正14条で保障された私立学校経営者の財産権を侵害すると判断したのである⁸⁴⁾。このことは、親の私立学校選択権を認めない場合には、私立学校は財政的に立たず消滅してしまい、多様な世界観や価値観の中で子どもを教育したいと考える親の教育の自由を侵害する結果になることを示している。親の教育の自由を保障するには、私立学校の存在が不可欠なのである。

(c) 私立学校の存在意義

前述のとおり、Pierce 判決連邦裁判所判決は親の私立学校選択権と私立学校の財産権⁸⁵⁾が不可分の関係にあることを指摘した。加えて、私立学校の存在意義につき、次のように語る。

「合衆国内のどんな政府によっても守られねばならない自由の基本理論は、もっぱら公立学校の教師だけから教授を受けるように強制することで、子どもたちを標準化してしまおうとする州の一般的な権限を排除する」⁸⁶⁾。

様々な民族、人種、宗派の人々が共に学ぶことで社会的な一体感を作り出すという州の主張に対し、公立学校には子どもの標準化、均質化の機能があることを認めているが、私立学校に対してそれを強制できないとした。さらに、公立学校教師のみから教授を受けることを強制することを、州は行えないと述べている。このことから、就学義務の要件を満たすために親が子どもを学校に通わせる際の選択肢に、私立学校が含まれることが示された。加えて連邦最高裁判所は、「これらの当事者は本質的に有害ではなく、長い間有用で価値のあるものとみなされている」⁸⁷⁾とも指摘する。様々な価値観や社会的ニーズに応じて、多様な教育を実践してきた私立学校を、有用で価値あるものとして認めている⁸⁸⁾。Stephen L. Carter もこの点について、「判事たちは、……実際に多元主義に言及している。多様性には本質的な価値があることを Pierce 判決は示唆している」と指摘する⁸⁹⁾。

(d) 本判決が取りえた3つの選択肢

本判決において連邦最高裁判所が採用しうる選択肢が3つあったことが指摘されている。すなわち、① 国家による教育の独占を支持（国が公立学校への出席を強制する権利を支持）し、公立学校就学義務法を合憲とする、② 親が子どもへの教育をコントロールする権利を支持し、公立学校就学強制法のみならず学校への強制出席法（日本でいうところの就学義務）を廃止する、③ 州は学校への出席を強制できるが、公立学校と私立学校のどちらを選択するかは親の権利であるとして親の教育の自由を認める、の3つである⁹⁰⁾。

そのうち、①の選択肢をとった場合、「すべての子どもが平等に扱われるべきであり、従って同じ教育を受けるべき」や「州には、国を愛することや市民の責任など、ある種の共通の価値観を植え付ける義務があり、この機能は普遍的な公教育によって最もうまく果たしうる」といった州の主張を受け入れることとなる⁹¹⁾が、現実の判決においては「合衆国内のどんな政府によっても守られねばならない自由の基本理論は、もっぱら公立学校の教師だけから教授を受けるように強制することで、子どもたちを標準化してしまおうとする州の一般的な権限を排除する。」⁹²⁾と判示し、①の選択肢を否定した。このことについて、「各家庭が経済的、社会的、教育的に異なる立場にあるという事実由来する不平等を裁判所として黙認しているからではないか。」といった指摘もある⁹³⁾。

②の選択肢は、当時取りえなかったとする。本判決の訴訟当事者は、いずれも「公立学校義務就学法」の差止めの認否を争っており、オレゴン州の「義務教育出席法」に対する異議を唱えた者がいなかったからである⁹⁴⁾。

連邦最高裁判所が③の選択肢を選択したことは、①と②の妥協案であると指摘される。即ち、州、家庭（子どもの代弁者としての親）そして私立学校という競合する利害関係者の主張のバランスをとり、公教育制度の中に私立学校を組み込んだの

である⁹⁵⁾。

また、③の観点から公立学校就学義務法を読むと、公立学校就学義務の例外として定められている私的教育において、子どもへの適切な教育が行われているか否かを判断するのが県教育長であることは問題であるとする⁹⁶⁾。県教育長がどのような基準に基づいて判断を下すのか定められていないのである。「適切な教育」の基準の曖昧さと公教育を推進したいという公立学校関係者の自己利益を考慮すると、本判決は、裁判所がこのような曖昧な権限が立法府から私的教育を監督する責任者（県教育長及びその委任を受けた者）に（あたかも白紙委任かのような形で）委譲されることをおそれたということも①の選択肢を裁判所が避ける要因になったと分析する⁹⁷⁾。

(e) 小括

Pierce 判決では、Meyer 判決を援用して修正14条で保障する「親の教育の自由」に「親の私立学校選択権」が含まれることを明らかにした。さらに、公立学校義務就学法が直接適用されない私立学校に関し、公立学校就学義務法が施行されることにより私立学校の財産権が侵害され、結果として親の私立学校選択権が侵害されることを指摘し、「親の私立学校選択権」と「私立学校の財産権」が不可分の関係にあることを示した。加えて、私立学校の存在は有用で価値のあるものと長い間みなされていることを示し、私立学校には公立学校に求められる「子どもたちの標準化」機能が要求されないことが明示された。

Ⅳ おわりに

1. 合衆国憲法における「私立学校の自由」の憲法上の根拠条項

前述の2つの連邦最高裁判所判決では、修正14条から「親の教育の自由」を導き、「親の教育の自由」に「親の私立学校選択権」が含まれており、私立学校の自由を制約することは「親の教育の自由」を侵害することとなり認められないという論

理を用いている。

この点について奥平康弘は、「Meyer事件およびPierce事件の時代にはまだ、合衆国憲法修正第1条（信教の自由、表現の自由などの精神活動の自由を保障する条項）が一修正14条を媒介として一州に適用されるという法理は、未発達であった……MeyerおよびPierce両事件が、親の教育の自由を修正1条によって構成せず、“due process”条項に基づく「憲法的自由」と構成したのは、そういう歴史的な制約に規定されていたからである、とみてよい。……アメリカ合衆国にかんするかぎりは、親の教育の自由は、修正1条の権利問題として論ぜられる。修正1条の権利という場合、提起される憲法問題の如何によって、表現の自由、宗教の自由あるいは学問の自由（academic freedom）と、その登場する姿は、多少の違いがある。そのどれであるにしても、修正1条の諸自由であるかぎりは、憲法上優越な保障を与えられている点では同一である」と指摘している⁹⁸⁾。

判例においても、修正1条を根拠とする判決が複数下されている。Wisconsin v. Yoder, 406 U. S. 205 (1972). では、公立学校に通わない教育手段を主張する根拠として修正1条及び修正14条を掲げ、親が子どもの教育に関する決定権者であることを認めた⁹⁹⁾。Runyon v. McCrary 427 U. S. 160 (1976) では、親の学校選択権が修正1条によって保護されていることを明らかにし、Board of Education v. Allen, 392 U. S. 236 (1968) ではPierce判決を信仰の自由行使（free exercise）を支持する訴訟であるとみなし、その範囲を宗教的自由の問題に限定している¹⁰⁰⁾。

このことから、「親の教育の自由」は修正14条のみならず修正1条からも保障された権利であるといえよう。修正1条は、信教の自由及び結社の自由を含むとされている¹⁰¹⁾。同じ教育的信念を共有する人々が子どもたちを教育するために設立する学びの場が私立学校であるとするならば、私立学校の自由は修正1条の結社の自由から保障される

と解することができよう。また、私立学校で宗教教育を施す場合には、信教の自由の観点から修正1条により重ねて保障されると考えられよう

2. アメリカにおける「私立学校の自由」の根拠

Meyer・Pierce両判決の検討を通じ、私立学校の自由が認められる根拠は次の2点にまとめられるように思われる。

(1) 親の教育の自由及び私立学校経営者に対する財産権の保障

自然法及び修正14条で認められた親の教育の自由と私立学校経営者の財産権は、合理的理由なく侵害できない。親の教育の自由はコモン・ロー上もそして合衆国憲法修正14条によっても保障されており、具体的内容として親の私立学校選択権にも保障が及ぶ。親には自らが適切と考える教育を子どもに施す権利（あるいは義務）が認められている。

一方で連邦最高裁判所はそのような教育は、学校において専門家である教師が行うことで成立すると考えている。親の考える理想の教育の内容は多岐にわたっており、公立学校だけではすべてを賄うことはできない。そのため、親の私立学校選択権を保障することが必要で、多種多様な価値観・世界観に基づいて教育を施す私立学校の存在は不可欠なものである。私立学校を直接廃止する、あるいは通学させないなどの間接的な規制で私立学校の財政を破綻させ閉校へと追い込むことは、第一義的には私立学校経営者の財産権の侵害に過ぎないかもしれないが、最終的には親の選択する私立学校の選択肢を減らすことになり、親の教育の自由を侵害することにつながるのである¹⁰²⁾。このことから、親の教育の自由を実質的に保障するため、公立学校にはない教育を施す私立学校の設立及び運営の自由が私立学校の設立者及び経営者に認められているといえよう。

(2) 多元主義社会実現のための私立学校の教育の自由

Meyer・Pierce 両判決において連邦最高裁判所は、州の主張した「子どもの標準化・均質化」という制定法の目的については理解を示したものの、私立学校へ適用すること、私立学校に通学させないことに関してはこれを退けた。即ち、教育は公立学校において国家（州）が独占的に行うものではなく、私立学校においても、私立学校経営者の様々な価値観・世界観に基づいて、各学校で違ったものとして行うことが認められたのである¹⁰³⁾。

公立学校では、民族・人種・出身・宗教など異なるバックグラウンドを持った子どもたちが、同じ空間において同一の内容を教わることによって共通の価値観や世界観を持ち、相互理解を図る機能がある。しかし、公立学校の教育内容は国民の多数派の意思が反映されるため、社会的少数者の価値観の反映は困難である。

私立学校は、私立学校経営者の理想的と考える教育内容を教えることによって、国家が理想的と考える価値観や世界観から離れて、独自の価値観・世界観を有する子どもを育成する機能がある。公立学校では担保されない、社会的少数者の価値観・世界観の伝達という役割を持つのである。Yudofの指摘するように、様々な価値観や世界観を掲げて教育を行う私立学校が、子を持つ親から進学先として選ばれるためにより良い教育を施すよう努力することで、親の私立学校選択権が保障されるとともに、公立学校教育との比較で多様な教育を子どもに施すことが可能になるのである。私立学校で学んで独自の価値観・世界観を形成した子どもたちが成長し、公立学校で学んだ子どもたちが多数を占める社会へ参加することで、市民の同質化・標準化を緩和し、社会の中に多様な価値観や世界観が共存することが可能になる。

Meyer・Pierce 両判決はアメリカの「私立学校の自由」のリーディング・ケースであり、判例法として確立している¹⁰⁴⁾。私立学校の存在は、J.C.

Blokhuisが「デュー・プロセス条項は、もはや政府による事業への規制に使われ方は限定されず、私立学校が存在する権利そして子どもを私立学校へ通わせることを選択する親の権利は、予見可能な未来において訴訟が提起されることはないだろう¹⁰⁵⁾」と述べ、私立学校の存在は確立しており、今後問題となることはないとする¹⁰⁶⁾。アメリカでは憲法上の明文規定はないものの、両判決によって「私立学校の自由」が確立されたと見ることができるだろう。

3. 日本法への示唆

(1) 親の学校選択の自由の保障のための私立学校
アメリカでは、親の学校選択の自由を保障するために私立学校の存在が不可欠であるとされている。日本では学校法人が学校教育法1条で規定する学校を設立・運営することができることと私立学校法が定め、私立の小・中学校に通うことにより就学義務の履行の要件を満たすことができる。また、公立の小中学校における学校選択制は令和4年度5月1日時点において約8割の自治体が導入していないことから、公立学校のみでは親に選択肢を提供できていない状況がある¹⁰⁷⁾。このことから、現在の日本においても、2つの連邦最高裁判決から導き出された親の学校選択の自由を保障するという私立学校の存在意義は一定程度果たされていると解される。一方で、私立学校の設立主体を学校法人に限定することは、私立学校の設立及び運営をしようとする個人及び学校法人以外の法人の「私立学校の設立及び運営の自由」と緊張関係にあり、今後慎重な検討が必要となろう。

(2) 多元主義社会実現のための私立学校の機能
日本では、戦前の教育の国家独占によって国公立学校が教育の中心となり、公立学校において画一的な軍国主義教育が行われた反省から、公立学校において教育の自由が求められており、議論の中心となってきた。一方、前述のとおり私立学校は公立学校を量的に補完する役割を有するとする

見解を現在まで払拭できておらず、多様な価値観及び世界観を伝達するという本来私立学校が果たすべき機能を十分に果たせていない¹⁰⁸⁾。だが、親の理想的と考える教育内容を私立学校において教えることにより、国家が理想的と考える価値観や世界観から離れて、独自の価値観・世界観を有する子どもを育成する機能及び私立学校で学んだ子どもが社会に参加することで、市民の同質化・標準化を緩和し、社会の中に多面的な価値観や世界観を共存させる役割はアメリカ特有のものではなく、日本においても一定程度共通すると考える¹⁰⁹⁾。教育基本法5条4項が私立学校に宗教教育の実施を認め、私立学校法1条が「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ」と規定するもの、国公立とは異なる機能を意識したものといえるのではない。

一方で、単純にアメリカ型の多元主義社会実現のための私立学校の機能を日本に当てはめることは、慎重な検討を要する。前述のとおり、アメリカは多民族国家であり、そうであるがゆえにアメリカ市民としてのアイデンティティーを確立させる観点から教育における「同質化・標準化」の促進が求められているといえる。この点に関し、日本の学校教育現場においては「同質化・標準化」の傾向が強く、アメリカ的な「多様性・多元性」の発揮は道半ばといえよう。日米の人種及び民族の構成の差を考慮した上で、アメリカの「多元主義社会実現のための私立学校の機能」がどこまで日本の議論と整合するか明らかにすることを今後の課題とし、本稿を終えることとする。

注

- 1) 論者によって「私学の自由」「私学教育の自由」「私立学校の自由」など表現が異なるが、本稿では引用部分を除き「私立学校の自由」で表記を統一する。
- 2) 廣澤明「私立学校法」姉崎洋一ほか編『ガイドブック教育法 新訂版』(三省堂、2015年)90頁-98頁、上草顕「私学と教育権」目白女子短大紀要11号、119-130頁、米沢広一『憲法と教育15講 [第4版]』(北

樹出版、2016年)197-211頁、横田守弘「憲法上の『私立学校の自由』について」西南学院大学法学論集26巻(1・2合併)1993年、227-266頁、池田哲之「日本国憲法における私立学校の法的地位」鹿児島女子短大紀要第25号、1990年、53-68頁、相良惟一『私学運営論』(教育開発研究所、1975年)、内野正幸『教育の権利と自由』(有斐閣、1994年)110-114頁等が挙げられる。

- 3) 最大判昭51・5・21刑集30巻5号、615頁。
- 4) 丸山文裕「私学経営を取り巻く環境」椋山女学園大学研究論集社会科学篇第33巻、108-109頁参照。なお、この点につき結城忠は「ヨーロッパにおいては、わが国とは異なり、公立学校の量的補完型の私学はほとんど存在していない」と指摘する。結城忠『憲法と私学教育』(協同出版、2014年)233頁。
- 5) 餅川正雄「中学校進路指導の視点から見た高等教育の現状に関する研究(1)」広島経済大学研究論集36巻3号、2013年、22頁。
- 6) この分野の比較法研究として、憲法に明文規定のあるドイツ及びイタリアを検討した先行研究がある。ドイツにつき、横田守弘「ドイツにおける私学助成と『私立学校の自由』(1)(2)」西南学院大学法学論集28巻4号、1996年、63-121頁、29巻4号、1997年、1-55頁、結城忠・前掲注4)。イタリアにつき、田辺肇「イタリアにおける私学教育の自由」岡山大学法學會雑誌56巻3・4号、2007年、249-271頁。
- 7) 横大道聡「アメリカにおける公教育と自由観」憲法研究第9号、2021年、103、109頁。
- 8) 田中耕太郎『教育基本法の理論』(有斐閣、1961年)656頁参照。なお、佐藤全は、第一次アメリカ教育使節団が来日する前年である1945年までの教育課程に係るアメリカの連邦最高裁判所判決を分析し、「教育課程行政の州集権および教育課程に対する地方教育委員会の包括的な管理運営権を肯認する法理が、判例法によって確立されていた」と指摘する。また、日本の国家と地方自治体との関係に対応するものがアメリカの場合、州と各自治体の関係に相当するとし、そのように考えた場合「日本における1951年以降の教育内容に関する国家基準の強化および教員に対する包括的な支配を基調とする教育課程の行政と管理を可能ならしめた文部行政側の法解釈論の基本的な性格は、……米国の法理にほぼ相応している」と結論付け、GHQ占領期の後も日本の教育行政がアメリカの影響を大きく受けていることを明らかにし

た。佐藤全『米国教育課程関係判決例の研究』（風間書房、1984年）366-367頁。

- 9) 例えば、アリゾナ州は私立学校（Private School）を「子どもの自宅以外の非公立施設であり、毎年少なくとも公立学校と同じ日数と時間分、学問的指導が提供されるもの。」（*Ariz. Rev. Stat. Ann.* §15-802F. 2.）、ミシガン州は私立学校（Private School）、宗派学校及び教区学校を「16歳未満の子どもたちに、州の公立学校に規定された最初の8学年の間指導を行う公立学校以外の学校であって、州の公立学校を管轄する公務員の独占的な監督と管理の下にないもの。」（*Michigan Compiled Law* §388. 552.）、アイオワ州は「税金で直接支えられていない学校で、*Iowa Code* §256. 11（アイオワ州内の全学校に対して適用される教育の基準）に従って認定された学校」（*Iowa Code* §280. 2）と定義しており、州によって適用対象が多分に異なる。また、private schoolやnon-public schoolなど表現が様々である。本稿では、「私立学校」で表現を統一する。
- 10) ホームスクールが私立学校として認められるかが争われた事案として、Peterman 判決（*State v. Peterman*, 70 N. E. 550（*Ind. App.* 1904.））と Levisen 判決（*People v. Levisen*, 90 N. E. 2d 213（*Ill.* 1950.））がある。Peterman 判決は、「学校とは……子どもたちに教育が与えられる場をさす。親が子どもの教育のために教師を雇い、その教育が法の認めるところならば、法の趣旨は守られており、学校を構成する上で人数は考慮しない」（*State v. Peterman*, 70 N. E. at 551.）として、インディアナ州法がホームスクールを私立学校に含めていることを認めた。また、Levisen 判決は、学校というのは教育が行われる場所で、教わる人の人数に依存するものではないとした上で、「（州の）目的はすべての子どもが教育を受けることであって、特定の方法や場所で教育を受けることではない」（*People v. Levisen*, 90 N. E. 2d at 215.）と判示しており、私立学校にホームスクールを含めた解釈を行ったと評価されている。（Richardson, S. N., & Zirkel, P. A., *Home schooling law. Home schooling: Political, historical, and pedagogical perspectives*, 176,（1991.））
- 11) 田辺俊介「日韓のナショナル・アイデンティティの概念構造の不変性と異質性の検討」*社会学評論*第62巻第3号、297頁参照。この点に関し中根千枝も、「日本列島は圧倒的多数の同一民族によって占められ、基本的な文化を共有してきたことが明白である」「世界で一つの国（すなわち『社会』）として、これほど強い単一性を持っている例は、ちょっとないのではないと思われる」と指摘する。中根千枝『タテ社会の人間関係』（講談社、1967年）187-188頁。
- 12) アメリカの私立学校史を包括的に扱う邦語文献に現時点では当たることができなかった。また、アメリカの文献も公立学校に関する文献が大勢を占めており、私立学校に関連する文献は宗教系私立学校を語るものが多く、非宗教系私立学校まで含めているものにも現時点では当たることができなかった。文献として、中野和光『米国初等中等教育課程の成立過程の研究』（風間書房、1989年）53-63、559-573頁、梅根悟監修『世界教育史大系25 中等教育史Ⅰ』（講談社、1975年）116-160頁（真野宮尾執筆）、梅根悟監修『世界教育史大系25 中等教育史Ⅱ』（講談社、1976年）8-34頁（真野宮尾執筆）、金子忠史『変革期のアメリカ教育 —学校編—』（東信堂、1985年）、198-221頁、田中圭治郎「アメリカ教育における私立学校から公立学校への移行について」*大谷学報*56巻2号、1976年、26-36頁、JAMES W. FRASER, *BETWEEN CHURCH AND STATE: RELIGION AND PUBLIC EDUCATION IN A MULTICULTURAL AMERICA*（2d ed. 2016）、LLOYD P. JORGENSEN: *THE STATE AND THE NON-PUBLIC SCHOOL, 1825-1925*,（1987）を参考に整理を行った。アメリカの学校史全般に関しては、世界教育史研究会編『アメリカ教育史Ⅰ・Ⅱ』（講談社、1975年）、WAYNE J. URBAN & JENNINGS L. WAGONER, *AMERICAN HISTORY*（5th ed. 2014）が参考になる。
- 13) 主にラテン語の読み書きを教える学校。
- 14) See E. E. BROWN: *THE MAKING OF OUR MIDDLE SCHOOLS*, 31-32（1902）.
- 15) *Id.* at 33.
- 16) See E. P. Cubberley, *READING IN THE PUBLIC EDUCATION IN THE UNITED STATES: A COLLECTION OF SOURCE AND READINGS TO ILLUSTRATE THE HISTORY OF EDUCATIONAL PRACTICE AND PROGRESS IN U. S.* 63-65（1934）.
- 17) See R. Middlekauff, *ANCIENTS AND AXIOMS; SECONDARY EDUCATION IN EIGHTEENTH-CENTURY NEW ENGLAND*, 68-69（1963）.
- 18) ラテン語、ギリシア語、論理学、修辞学、英文法、数学、博物学、天文学、幾何、簿記、測量術、航海法、計量法、測定法、速記術など。

- 19) See R. Middlekauff, *supra* note 17, at 67, 71.
- 20) See R. F. SEYBOLT, THE EVENING SCHOOL IN COLONIAL AMERICA 9 (Aron Press, 1971) (1925).
- 21) See E. P. Cubberley, *supra* note 16, at 83-87.
- 22) See BENJAMIN FRANKLIN, IDEA OF THE ENGLISH SCHOOL (1751).
原文に当たることができなかつたため、次のHPを参照した。https://founders.archives.gov/documents/Franklin/01-04-02-0030 (2023年9月7日最終閲覧)。
- 23) A. Inglis, Principles of Secondary Education, 173-175 (1918).
- 24) See Middlekauff, *supra* note 17, at 147.
- 25) See R. F. BUTTS & L. A. CREMIN, A HISTORY OF EDUCATION IN AMERICAN CULTURE 262 (1953).
- 26) マサチューセッツ州1827年法によって公立ハイスクールがはじめて制度化され、以降各州に拡大していった。E. P. CUBBERLEY, PUBLIC EDUCATION IN THE UNITED STATES: A STUDY AND INTERPRETATION OF AMERICAN EDUCATIONAL HISTORY 257 (1934).
- 27) See *id.* at 265.
- 28) See *id.*
- 29) See Theodore R. Sizer, THE AGE OF THE ACADEMIES 44 (Theodore R. Sizer ed., 1964).
- 30) See SISTER RAYMOND MCLAUGHLIN, A HISTORY OF STATE LEGISLATION AFFECTING PRIVATE ELEMENTARY AND SECONDARY SCHOOLS 13 (1949). プロテスタント系私立学校の衰退について中野和光は、プロテスタントの教授は公立学校においても行われたことから、公立学校制度にプロテスタント系学校が取り込まれていったことを指摘する。中野・前掲注12) 556-564頁参照。
- 31) 学校全体に対する初等私立学校の比率は、1900年に7.2%、1920年に7.1%、1940年に10.3%、1960年に14.6%、1979年に11.7%と推移している。中等私立学校の比率は、1900年に17.8%、1920年に8.9%、1940年に6.5%、1960年に10.9%、1979年に9.3%と推移している。金子・前掲注12) 202頁参照。
- 32) See Theodore R. Sizer, *supra* note 29, at 190, 195, 199-200.
- 33) 梅根 (1976年)・前掲注12) 112頁参照〔真野宮雄執筆〕。
- 34) ヨーロッパにおいて私立学校の自由は、多くの場合憲法に明文として規定され、保障されている。ドイツ基本法7条4項は、「私立学校を設立する権利は、これを保障する。」(初宿正典訳「ドイツ連邦共和国基本法」初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集〔第5版〕』(三省堂、2020年) 158頁。)と定め、オランダでは憲法23条5項で「全部又は一部について公金の支出を受けるべき教育に課される質に関する要件については、法律で定めるが、私立学校教育に関しては、信教の自由を考慮する。」、23条6項で「教材の選択及び教員の雇用に関する私立学校の教育の自由が尊重される。」(吉田信・国立国会図書館調査及び立法考査局憲法課訳「オランダ憲法」国立国会図書館調査及び立法考査局『各国憲法集(7)』(国立国会図書館調査及び立法考査局、2013年) 171頁。)と規定している。スペイン憲法27条6項、ベルギー憲法24条1項、ポーランド共和国憲法70条3項2文、ポルトガル憲法43条及びイタリア憲法33条3項においても私立学校の自由が明文として規定されている。なお、私立学校の自由が初めて憲法に明文として規定されたのは1795年のフランス憲法300条といわれるが、現在のフランス第5共和国憲法には、明文規定が存在しない。
- 35) Meyer v. State of Nebraska, 262 U. S. 390 (1923). 小竹聡は、本事件の経緯や歴史的背景、州裁判所判決の多数意見及び反対意見、最高裁判所における上訴趣意書、回答摘要書までを包括して扱った上で、連邦最高裁判決の内容及び本判决の先例としての役割を分析している。小竹聡「学校と言語教育：The Story of Meyer v. Nebraska, 262 U. S. 390 (1923)」拓殖大学論集305号、2017年、49-82頁。
- 36) Pierce v. Society of the Sisters, 268 U. S. 510 (1925).
- 37) 2つの連邦最高裁判所判決は、日本でも様々な視点から研究が行われている。中川律は、両判決を素材に公教育に関する政府の権限とその限界について考察を行っている。また、高乗智之も両判決を州の教育権をめぐる判決の例として分析している。中川律「合衆国の公教育における政府の権限とその限界—1920年代の連邦最高裁判所判例 Meyer 判決と Pierce 判決に関する考察(1)(2)」法学研究論集第29巻、1-23頁、2008年、第32巻、2010年、15-37頁、高乗智之「アメリカにおける教員の憲法上の権利に関する予備的考察」高岡法学第35号、2017年、73-107頁。宮下紘は、両判決からプライバシー権のアメリカ憲法上の位置づけについて検討を行っている。宮下紘「プライバシーという憲法上の権利の

- 論理」一橋法学 4 卷 3 号、2005年、1159-1185頁。三石善吉は、国家権力とホームスクーリングの関係を検討する一環で両判決を扱っている。三石善吉「国家権力と自由の範囲について—アメリカのホームスクーラーたち」筑波学院大学紀要第 6 集、2011年、1-10頁。米沢広一や大島佳代子は、親の教育権の観点から判決を検討している。米沢広一『子ども・家族・憲法』（有斐閣、1992年）、大島佳代子「公教育と親の教育権—アメリカ合衆国におけるその保障と制約原理—」北大法学論集42巻 1 号、1991年、61-104頁。
- 38) 条文は次のとおりである。
 「1 条 何人も、個人としてあるいは教師として、私立学校、教派学校、教区学校、公立学校のいずれにおいても、英語以外の言語で、いかなる人に対しても、いかなる教科も教えてはならない。
 2 条 英語以外の言語は、第 8 学年に達し、その子どもが居住している県の教育長 (superintendent) によって発行された合格証明書により第 8 学年に合格したことを証明された子どもにのみ教えることができる。
 3 条 この法律の規定に違反する者は、軽罪を犯したと考えられ、有罪判決に基づき、1 回の違反につき少なくとも 25 ドル、最大 100 ドルの罰金を科し、30 日を超えない範囲で県の拘置所に拘禁される。
 4 条 緊急事態が存在する故、この法律は、その通過および承認のちに効力を発する。」Meyer v. State of Nebraska, 262 U. S. 397.
- 39) 合衆国憲法修正 10 条 9 によって連邦に委任されていない教育に関する事項は各州の権限として留保されている。そのため、州が教育に関して主に権限を有しており、州憲法及び州法で州内の教育を統括している。私立学校に関する事項も、主に州教育委員会が管轄をしている。金子忠史「アメリカの私学」国立教育研究所『各国における私学の現状と問題』（国立教育研究所、1975年）9 頁参照。
- 40) See WILLIAM G. ROSS, FORGING NEW FREEDOMS: NATIVISM, EDUCATION, AND THE CONSTITUTION, 1917-1927, 61 (1994).
- 41) この点は、中川 (2008年)・前掲注 37) 9-10 頁において簡潔に検討されている。
- 42) Meyer v. State of Nebraska, 107 Neb. 657 (1922).
- 43) *Id.* at 661-662.
- 44) *Id.* at 662-663.
- 45) *Id.* at 663-667.
- 46) この他、Holmes 裁判官の反対意見 (Sutherland 裁判官賛同) がある。この点につき、小竹・前掲注 35)、62-63 頁参照。
- 47) Meyer v. State of Nebraska, 262 U. S. 399.
- 48) *Id.* at 399-400.
- 49) *Id.* at 400.
- 50) *Id.* at 400-401.
- 51) *Id.* at 401-402.
- 52) *Id.* at 402-403.
- 53) *Id.* at 400.
- 54) *Id.* at 399-400.
- 55) Joseph T. Tinnelly, C.M. *The Right to Educate-The Role of the Parent, the Church and the State*, THE CATHOLIC LAWYER Vol. 4 198, at 198 (1958).
- 56) Sedler, R. A., From Blackstone's Common Law Duty of Parents to Educate Their Children to a Constitutional Right of Parents to Control the Education of Their Children. In Forum on Public Policy Online (Vol. 2007, No. 1, p. n1). Oxford Round Table. 406 West Florida Avenue, Urbana, IL 61801 (2007).
- 57) Meyer v. State of Nebraska, 262 U. S. 399.
- 58) *Id.* at 400.
- 59) *Id.*
- 60) 教師が職務を遂行する権利は、「子どもを育てる権利」から導かれる権利ではなく、「人生で一般的職業のいずれかに従事する権利」から導かれる権利であろう。
- 61) A. A. Morris は本判決によって、「教師の職務遂行権」や「有益な情報や教育を得る子どもの権利」が、合衆国憲法上の権利として保障されたと述べる。A. A. MORRIS, THE CONSTITUTION AND AMERICAN EDUCATION 210 (2nd ed. 1980).
- 62) Meyer v. State of Nebraska, 262 U. S. 401-402.
- 63) 奥平康弘「教育を受ける権利」芦部信喜編『憲法Ⅲ』（有斐閣、1981年）407 頁。
- 64) 本判決につき上原貞雄は、「私立学校における外国語教授という一側面の利益が保護されるにとどまった」と述べる。上原貞雄「アメリカ法における公立学校と私立学校の性格」広島文化短期大学紀要 3 巻、1969年、6 頁。
- 65) この法律の制定過程とその背景、訴訟経過などは、Jorgenson, *supra* note 12, at 205-215., David B. Tyack, *The Perils of Pluralism: The Background of*

the Pierce Case, Vol. 74, No. 1 The American Historical Review 74, 74-98 (1968) を参照。法律の原文は *Pierce v. Society of the Sisters*, 268 U. S. 510, 530 (1925) を参照。条文は以下のようにになっている。「5259条 8歳から16歳までの子どもたち—16歳以下で8歳以上の子どものコントロールし、監督し、もしくは保護する権限を持っている、あるいは子どもの居住している地域の公立学校の開始時期を過ぎて、子どもを行政機関の指示する公立学校へ当該期間送ることを怠ったり無視したり拒んだオレゴン州の親、保護者あるいはその他の人は軽犯罪で有罪となり、毎日子どもを学校に送り続けることを不履行となった場合、別の罪になる。ただし、以下の場合において子どもたちは公立学校への出席を求められないと規定する。

(a) 身体的に不能な子どもたち—特異、知能の低いあるいは身体的に学校に出席できない子どもたち。
(b) 第8学年を修了した子どもたち—州の教育課程の規定に合致する、すでに第8学年を修了したといえる子どもたち。

(c) 学校からの距離—移動するための最も近い道路から学校まで居住地が1.5マイル以上である8歳から10歳までの子供、および居住地が3マイル以上ある10歳以上の子供；ただし、学校管区から学校への移動手段が用意された場合はこの免除規定は適用されない。

(d) 私的教育—公立学校の最初の8年間で通常教えられるような教科を近い期間親あるいは私的教師によって子どもが教わる。しかし、子どもが教わる親ないし私的教師は教える前に県教育長から書面で許可を得なければならず、許可は当該学年の終了より短いものとする。そのような子どもは、少なくとも3ヶ月に1度、県教育長あるいはそれに指名された人物に報告し、学習範囲の審査を受けなければならない。審査の後、県教育長が子どもが財産となるものを教わっていないと判断した場合、県教育長は親、保護者あるいはその他の人に残りの学校期間を公立学校に子どもを通わせることを命令する。

8歳から16歳までの子どもをコントロールないし委ねられないし保護している親がこの規定を遵守しなかった場合、軽犯罪の罪とし、有罪判決とならない裁判所の裁量で、5ドル以上100ドル以下の罰金、2日以上30日以下の県刑務所での留置、またはそのような罰金と懲役の両方を課す。

この法律は、1926年9月1日以降有効であり効力を有する。」

- 66) See William G. Ross, *supra* note 40 at 134-147.
67) See *Id.* at 93-94.
68) See JORGENSEN, *supra* note 12 at 206-209.
69) See *Pierce v. Society of the Sisters*, 268 U. S. 531-532.
70) *Id.* at 532-533.
71) *Society of the Sisters v. Pierce*, 296 F. 928 (1924).
72) 同化の問題につき州は、「公立学校就学義務法は、社会的な一体感を創りだすことを目的にしており、それがなければ、宗派的な私立学校は社会に疑心や不信感を生みつけ、さらには、ボルシェビキスト、サンディカリスト、そして共産主義者が学校を作ることを許すことになるであろう」と主張した。Brief of Appellant, The Governor of the State of Oregon, *Pierce* at 29-63, *Pierce v. Society of Sisters*, 268 U. S. 510 (No. 583) in *Landmark Briefs and Arguments of the Supreme Court of the United States: Constitutional Law 3*, 23 (Philip B. Kurland & Gerhard Casper eds., 1975).
73) *Pierce v. Society of the Sisters*, 268 U. S. 532.
74) *Id.* at 533.
75) *Id.* at 534.
76) *Id.*
77) *Id.* at 534-535.
78) *Id.* at 535-536.
79) 私立学校に関するケースブックにおいて本判決は、「私立学校が法的に存在する権利を有することを示した判決」として紹介されている。Lyndon G. Furst & Charles J. Russo, *The Legal Aspects of Nonpublic Schools* 18 (1993).
80) *Pierce v. Society of the Sisters*, 268 U. S. 534-535.
81) アメリカにおいても、「*Pierce* 判決は、親が自分の子どもを私立学校で教育する憲法上の権利を有しているという主張の根拠として最も多く引用される」と指摘されている。MARK G. YUDOF, ET AL., *EDUCATIONAL POLICY AND THE LAW* 12 (5th ed. 2012). Stephen Arons は「*Pierce* 判決を修正1条の事例として読み、学校教育の性質を考慮すると、*Pierce* 原則は学校政策と実践の基礎となる基本的な価値選択へ到達することを示唆している。このように読むと、憲法が学校教育の決定を行う権限を与えているのは、政治的多数派ではなく、家族であるという結論が導かれる。」と主張する。Stephen Arons, “The Separation of School

- and State: Pierce Reconsidered,” 46 Harv. Educ. Rev. 76. 78 (1976).
- 82) Daniel Kiel は「親の権利とともに生徒たちが公的
制度以外の教育を求める権利が確立した」と指摘す
る。Daniel Kiel, *The Oxford Handbook of U. S.*
Education Law 690 (Kristine L. Bowman ed., 2021).
- 83) *Pierce v. Society of the Sisters*, 268 U. S. 534-535.
- 84) J. C. Blokhuis は、「*Pierce* 判決で連邦最高裁判所
は、連邦が全ての子どもたちが教育を受けることを
保障する義務があることを認め、そのみならず、
私立学校経営者の財産利益と『コントロール下にあ
る子どもを直接しつけ、教育する』親の自由を認め
た」(J. C. Blokhuis, *Compulsory Schooling*, Michael
Imber et al., *Education Law* 17 (5th ed. 2014)) と述
べるなど、アメリカの学者の多くは親の教育の自由
について言及するのみで、私立学校については経営
者の利益について言及するにとどまっている。
- 85) 私立学校の財産権の保障は、本判決以前の1819年
に *Trustees of Dartmouth College v. Woodward*, 17
U. S. 518において合衆国憲法1条10節1項を根拠に
認められている。
- 86) *Pierce v. Society of the Sisters*, 268 U. S. 535.
- 87) *See Id.* at 534.
- 88) Mark G. Yudof は、「*Pierce* 判決は政府に対して、
公立学校を設立したり、特定の年齢層に義務教育を
課したりするのは自由であるが、教育の異質性
(heterogeneity) を促進する民間の競争機関を排除す
るのは自由でない」と述べていると理解できる。……
国家は公立学校において社会において合意されてい
る価値観を普及させ、親はそれと異なる教育方針を
持つ私立学校を自由に選ぶことができる。国家は私
立教育を容認せねばならないが、資金を提供する必
要はない。国家は、義務教育法を満たすために私立
学校へ何らかの要求をすることができるが、その要
求は私立学校を民間部門が管理し、国が資金を提供
する公立学校に変えてしまうような過剰なものであ
ってはならない。」と本判決につき指摘する。Mark
G. Yudof, “When Governments Speak: Toward a
Theory of Government Expression and the First
Amendment”, 57 *Tex. L. Rev.* 863, 888-891 (1979).
- 89) Stephen L. Carter, “Parents, Religion, and Schools:
Reflections on *Pierce*, 70 Years Later”, 27 *Seton Hall*
L. Rev. 1194, 1203 (1997).
- 90) *See* Mark G. Yudof, et al., *supra* note 81 at 13.
- 91) *Id.*
- 92) *Pierce v. Society of the Sisters*, 268 U. S. 535.
- 93) Mark G. Yudof, et al., *supra* note 81 at 13.
- 94) *Id.*
- 95) *Id.* at 12.
- 96) 前掲注65) の5259条 (d) を参照。
- 97) *See* Mark G. Yudof, et al., *supra* note 81 at 12-13.
- 98) 奥平・前掲注63) 404頁。
- 99) 奥平康弘・斉藤小百合「宗教の自由の系譜 公教
育と宗教の自由 (上) 合衆国最高裁ヨードー判決再
訪 (上) (下)」時の法令 No.1558、1997年、35-45
頁、No.1560、1997年、53-60頁、松尾陽「リベラル
で民主的な社会に対するアーミッシュの問いかけ」
大沢秀介・大林啓吾編『アメリカ憲法と公教育』(成
文堂、2017年) 147-182頁を参照。
- 100) 一方で、*Troxel v. Granville*, 530 U. S. 57 (2000)
の多数意見では、*Meyer* 判決、*Pierce* 判決、*Yoder*
判決を引用しながら、「子どもの世話、保護、コント
ロールにおける親の利益は、当裁判所が認めている
基本的な自由利益の中で、おそらく最も古いもので
ある」と述べ、「このような広範な判例に照らせば、
修正14条デュープロセス条項が、子どもの世話、保
護、コントロールに関する決定を行う親の基本的な
権利を保護していることは疑う余地がない」と結論
づけており、この点から現在もなお修正14条は「親
の教育の自由」の根拠であり続けているといえる。
- 101) リチャード・H・ファロン・Jr. (平地秀哉、福嶋敏
明、宮下敏、中川律訳)『アメリカ憲法への招待』(三
省堂、2010年) 52、69-73頁参照。
- 102) 廣澤明は、2つの連邦最高裁判所判決から「私学
の自由と親の教育権が不可分一体のものであること」
が示されたと述べる。廣澤明「第6条 (学校教育)
第1項」日本教育法学会編『コンメンタル教育基
本法』(学陽書房、2021年) 182頁。
- 103) Zechariah Chafee Jr. は *Meyer*・*Pierce* 両判決につ
いて「私立学校において教授 (teaching) の自由は
より大きい。国家は自らの資金をコントロールする
ことに基づいて侵害することはできず、青少年訓練
における地域社会の一般的な利益に基づいてのみ侵
害することができるからである。このような理由か
ら、連邦最高裁判所は立法によって私立学校を完全
に廃止することを正当化しないとしている。公共の
安全のためにカリキュラムを政府が規制することは
許されるだろうが、外国語を教えることは憲法で禁

止されるほど危険なものではない。公立学校における教授が役人によって厳しく制限されるのであれば、自由な私立学校の必要性はますます高まるのである。」と指摘する。Zechariah Chafee Jr., *Free Speech in the United States* 552 (1941).

- 104) 両判決の今日的な評価はしばしば論争となる。なぜなら、1920年代はロックナー判決期と呼ばれる時代の絶頂期であり、連邦最高裁が実体的デュー・プロセス違反で州法を違憲としていた時期だったためである。両判決は判例理論の変化によって直接的な影響力は低下しているものの、未だに有効であるというのがアメリカの通説的な考えである。Susan E. Lawrence は両判決をロックナー判決期の実体的デュー・プロセスで扱ったなかで唯一未だに良いと評価できる判例であり、連邦最高裁の実施する現代的な実体的デュー・プロセスの始まりとなった、と高く評価している。See Susan E. Lawrence, *Substantive Due Process and Parental Rights: From Meyer v. Nebraska to Troxel v. Granville*, 8J. L. & Fam. Stud. 71 (2006). アメリカ憲法のケースブックにおいても *Griswold v. Connecticut* 381 U. S. 479 (1965) や *Roe v. Wade* 410 U. S. 113 (1973) に先んじて実体的デュー・プロセス理論を用い、ロックナー判決期の判例の中で未だに有効な判例として、*Meyer* 判決と *Pierce* 判決を紹介している。See NOAH R. FELDMAN & KATHLEEN M. SULLIVAN, *CONSTITUTIONAL LAW* 531 (21st ed. 2022).
- 105) J.C. Blokhuis, *supra* note 84, at 17.
- 106) 私立学校に関する訴訟を包括的にまとめたケースブックにおいて、2つの連邦最高裁判所判決と *Farrington v. Tokushige*, 273 U. S. 284 は、私立学校の学問の自由 (Academic Freedom for Private Schools) の判決として整理されている。3つの連邦最高裁判決によって州の包括的な規制から私立学校を守るための法的ルールが整備されたと解説し、この論点に

分類される判決はこの他には挙がっていない。See *Private School Law in America* 30th ed 2 (2018). 公立学校においては、*Epperson v. Arkansas*, 393 U. S. 97 や *Edwards v. Aguillard*, 482 U. S. 578 において学校で教えるカリキュラム内容について争われたが、同様の問題が私立学校で問題となった場合はどうか、必ずしも明らかにされているわけではない。しかし、今回扱った2つの連邦最高裁判決は、国(州)による私立学校への広範な規制の根拠としても理解をされている。私立学校においてカリキュラムや教員免許といった具体的事案についてどこまで自由が認められ、どの程度国や州が規制を加えることができるかは、今後の課題とし、次回以降の論稿で扱う予定である。

- 107) 文部科学省「就学校の指定・区域外就学の活用状況調査について (令和4年5月1日現在)」(https://www.mext.go.jp/content/20230324-mxt_syoto02-000028555_1.pdf, 2023年9月7日最終閲覧)。
- 108) 学校教育法施行規則50条2項では、教育課程に宗教を加えることができ、この場合に道徳を宗教に代替できることを規定している。この点から私立学校の持つ価値観、世界観の伝達が全くできないわけではない。道徳の宗教への代替に関しては、中村英「道徳の教科化とキリスト教系私立学校の苦悩」東北学院法学76号、2015年、270-257頁参照。
- 109) 廣澤明は、「独自の教育理念に依って立つ私学の存在が、国民の同質化・標準化を緩和し価値の多元性を維持する役割を果たしうる」と的確に指摘する。廣澤・前掲注2) 91頁。この他、結城忠、米沢広一、岩木秀夫も私立学校の自由は多元的社会の維持に使える意義を有していることを指摘している。結城・前掲注4) 38頁、米沢・前掲注2) 198頁、岩木秀夫「私学教育」日本教育社会学会編『新教育社会学辞典』(東洋館、1986年) 334頁。